

新	旧	備考
輸出手形保険の引受の要件等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>令和4年12月20日</u> 一部改正 輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第9号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、<u>同条同項第10号に規定する引受の要件に定める化石燃料エネルギー部門に関する制限</u>、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。なお、本規程において「ユーザンス」とは、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）別表第4の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間をいう。	輸出手形保険の引受の要件等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>令和4年10月11日</u> 一部改正 輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第9号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。なお、本規程において「ユーザンス」とは、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）別表第4の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間をいう。	
<u>3 化石燃料エネルギー部門に関する制限</u> <u>G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約に係る荷為替手形にあっては、保険関係を成立させることができない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u>		
<u>4 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限</u>	<u>3 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限</u>	

(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
5 特定国 (1)～(2) (略)	4 特定国 (1)～(2) (略)	
附 則 [抄] 附 則 [<u>令和4年12月20日</u>] この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。	附 則 [抄] 附 則 [<u>令和4年10月11日</u>] この改正は、<u>令和4年10月12日</u>から実施する。	